

東京大学運動会会則

制定 平成26年6月26日

改正 平成29年6月21日

第1章 目的

(目的)

第1条 この会則は、一般財団法人東京大学運動会定款第46条及び東京大学課外活動団体に関する規程第3条第2項に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(入会資格)

第2条 本会に入会できる者は、東京大学学生、東京大学教職員、東京大学卒業生、東京大学旧教職員及び東京大学運動会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた者とする。

(会員手続)

第3条 本会に入会を希望する者は、理事長に対し、会費の払い込みと指定の申込用紙等の提出をもって入会の意思を表明しなければならない。

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 通常会員（東京大学学部学生）
- (2) 準会員（東京大学大学院学生・研究生・聴講生及び附属学校生徒等）
- (3) 特別会員（東京大学教職員）
- (4) 賛助会員（東京大学卒業生・旧教職員及び理事会が推薦した者）

(会費と利用範囲)

第5条 前条の各会員の会費及びその利用範囲は、別表に定めるとおりとする。なお、利用するにあたり、それに係る参加費用や宿泊費等は別途利用者が支払う。

2 会費の減免については、理事長が適当と認めた場合に限り、一部又は全額を免除することができる。

(会員証及び有効期限)

第6条 本会は、入会を希望する者に対して会員証を発行する。会員は、本会を利用するときは会員証を提示しなければならない。

2 通常会員が東京大学学部通則の休学又は留学の扱いとなった場合の会員資格停止期間については、その間有効期限を延長できるものとする。

3 会員証を破損、紛失したとき、休学、留学によりその有効期限が経過した場合は、速やかに本会事務局に届け出て再交付の受付を受けなければならない。ただし、再交付は1年の有効期限につき1回までとする。

(会員の禁止事項)

第7条 会員は、本会の会員資格を譲渡及び貸与する行為をしてはならない。

(会員資格の取消)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は、その会員資格を取り消すことができる。なお、支払済の年会費については徴収される。

- (1) 会員本人が死亡されたとき。
- (2) 会員が自己都合により退会を申し出たとき。
- (3) その他、会員として相応しくないと判断したとき。

第3章 運動部及び部長

(運動部)

第9条 本会の加入団体として、次の46の運動部を置く。

合気道部	ア式蹴球部	アメリカンフットボール部	
応援部	空手部	弓術部	競技ダンス部
剣道部	航空部	硬式野球部	ゴルフ部
自転車部	自動車部	柔道部	準硬式野球部
少林寺拳法部	水泳部	スキー部	スキー山岳部
スケート部	相撲部	漕艇部	ソフトボール部
体操部	躰道部	卓球部	庭球部
軟式庭球部	軟式野球部	馬術部	
バスケットボール部	バドミントン部	バレーボール部	ハンドボール部
フェンシング部	ボウリング部	ボクシング部	ホッケー部
ボディビルアンドウェイトリフティング部	洋弓部		ヨット部
ラグビー部	ラクロス部	陸上運動部	レスリング部
ワンダーフォーゲル部	(五十音順)		

- 2 各運動部は、理事長の承認を経てその部の規則を定めることができる。
- 3 各運動部は、理事長の承認を経て指導者を置くことができる。

(部長)

第10条 各運動部は、部長1名を置く。

- 2 部長は、東京大学の教授、准教授又は講師とする。
- 3 部長は、理事長がこれを囑託する。
- 4 部長は、部に対する指導・助言を行い、また部の事業を総括する。
- 5 部長に事故ある時は、理事長の承認を経て代行者を定めることができる。

第4章 会議

(運動会委員会)

第11条 本会に、理事長の指示の下に運動会委員会を設置する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から理事長が囑託又は委嘱する。

- (1) 各運動部長
 - (2) 東京大学理事及び副理事
 - (3) 運動部員が所属する部局長及び事務部長等
 - (4) 本部職員
 - (5) その他理事長が必要と認めた者
- 3 委員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は持たない。
 - 4 委員の任期は、第2項第1号を除き、第2号から第5号については、2年とする。

(企画委員会)

第12条 本会に、理事長の指示の下に企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会は、理事長を委員長とし、本会の運営に必要な重要案件を審議する。
- 3 企画委員会は、理事長の任命する委員若干名をもって組織する。
- 4 企画委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 5 企画委員会は、原則として毎月1回開催とし、必要に応じ随時開くことができる。

(総務委員会)

第13条 本会に、理事長の指示の下に総務委員会を設置する。

- 2 総務委員会は、本会の庶務及び会計を掌り会員の保健体育を企画実施し且つ運動部及び保健体育寮に関する事務を総括する。
- 3 総務委員会は、各学部との連絡等に努め、東京大学運動会の活動の普及及び情報発信に努めなければならない。
- 4 総務委員会は、委員長1名、総務委員をもって構成する。
- 5 総務委員は、各運動部より推薦を受けた者又は通常会員のうち、理事長の承認を得た者とする。
- 6 総務委員長の選任は、総務委員会の互選による。
- 7 総務委員会の円滑な運営に資するため、相談役として総務担当理事及び主事を置く。
- 8 その他総務委員会に関する事項を、細則を持って規定することができる。

(寮委員会)

第14条 本会に、理事長の指示の下に次の各寮に委員会を設置する。

戸田寮、山中寮、下賀茂寮、乗鞍寮

- 2 各寮委員会に委員長1名を置く。
- 3 各寮委員長は、理事、評議員、監事及び運動会委員の中から理事長が囑託する。
- 4 委員長に事故ある時は理事長の承認を経て代行者を定めることができる。
- 5 委員会の組織及びその運営に関する事項は別に細則をもってこれを定める。

(常務委員会)

第15条 本会に、総務委員会の下に常務委員会を設置する。

- 2 常務委員は、各部の利益を代表するとともに、共通の利益、問題のために総務委員と連絡を密にし、運動部にかかわる事務を掌理する。
- 3 常務委員は、各運動部より選出する。各運動部に分科がある場合は常務委員を複数選出することができるが議決権は共同で行使する。
- 4 常務委員の任期は、毎年9月からの1年とする。特段の事情ある場合はこの限りでない。前述の場合は総務委員長に届け出ることを要する。
- 5 常務委員会は、総務委員長がこれを招集し、議長を務める。
- 6 常務委員会は、3月、7月及び8月を除き毎月これを開く、ただし、必要あるときは臨時会議を開くことができる。
- 7 常務委員会は、定足数を3分の2とし、過半数を持って議決とする。
- 8 その他常務委員会に関する事項を、細則を持って規定することができる。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会は、本会の事業を実施し事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長1名を置き、必要に応じて事務職員を置くものとする。
- 3 事務局長及び事務職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

(帳簿及び書類)

第17条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議体の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び予算書
- (8) 事業報告書及び決算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他、法令で定める帳簿、書類等

2 前項各号の帳簿等の保存及び閲覧に関しては、法令の定めによる。

附 則

- 1 この会則は、平成26年6月26日から施行する。
- 2 東京大学運動会会則（昭和38年5月15日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学運動会会則の規

定にかかわらず、従前の例による。

別表

種類	身分	年会費	利用範囲			
			保健体育寮	用具レンタル	講習会イベント	御殿下記念館
通常会員	学部学生	2,500 円	○	○	○	必要なし
準会員	院生等	2,500 円	○	○	○	必要なし
	附属学校生徒	1,200 円	○	×	×	×
特別会員	教職員等	3,000 円	○	○	○	必要なし
賛助会員 (寮専用)	卒業生 旧教職員	3,000 円	○	×	×	×
賛助会員 (記念館専用)	卒業生 旧教職員	3,000 円	×	×	×	○